

新たな日本の創生に向けた提言（案）

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを選挙公約に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和3年10月 全国知事会

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

①第5波の総括及び第6波に備えた効果的対策の提示

- ・ デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来、その後の急激な感染者数の減少など、その経過・原因、対策の効果等については十分な検証をすること。
- ・ 今後必ず到来する第6波に備えるためにも、国において、諸外国との比較も含めて科学的根拠や知見を交え、今回の第5波の分析・検証を早期に進めた上で総括を行い、今後有効となる具体的な対策を都道府県と共有するとともに国民に対してしっかりと提示すること。

②行動制限緩和に向けた地方との速やかな協議、地方の負担軽減、検査無料化

- ・ 出口戦略・行動制限の緩和の検討に向けて、国は、感染状況や医療提供体制などの地域の実情に応じた制度となるよう、全国知事会を始め、自治体と十分に協議できる場を早急に設置すること。
- ・ 加えて、再度休業・時短要請、外出抑制等社会的経済活動の制限を伴うことがなく、日常生活を徐々に戻していくよう、適用場面・適用期間を含め制限緩和の具体的な内容、及び終了時期について明示し、集中ヒアリングを始め国民的な議論につなげること。
- ・ ワクチン・検査パッケージの実施における、PCR検査等の受検や検査結果証明書に係る個人負担への支援策、市区町村や保健所、医療機関の負担とならない制度設計、その他、年齢制限や疾病等によりワクチンを接種できない方への支援をはじめとする各種取組への支援を拡充すること。個人の人権にも十分配慮した取扱いがなされるよう留意するとともに具体的な規範やガイドラインを示すこと。また、これらの証明書等については、紙などのアナログでの運用はもちろんのこと、デジタル化も早期実現すること。

- ・ 技術実証について、結果の評価方法をあらかじめ設定の上、データを蓄積・分析、公表するとともに、その知見を活かして本格実施に移行すること。
- ・ なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論されているが、感染しても重症化させずに国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、積極的疫学調査や入院・治療の徹底を堅持する体制の構築を併せて議論すること。

③知事要請に即応した緊急事態宣言等、対策の弾力化、ロックダウン的手法の導入

- ・ 来たる「第6波」に備え、感染状況に即応し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を現場の実情を把握している知事の要請に応じて、国会報告等も含めて手続の簡素化・迅速化を図り、適用までの時間を短縮するなど迅速かつ機動的に発動すること。また、爆発的な感染拡大時においては、全国に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」を適用した上で各都道府県知事が地域の感染状況に応じた対策・地域を選択できる運用の導入を検討すること。
- ・ 今後も「感染爆発」が生じ得るとの認識に立ち、「エリア限定」「短期間」「より強い措置」を合言葉に、いわゆる「ロックダウン」のような、徹底した人流抑制策について、国の責任の下で、特措法・旅館業法等必要な法整備を検討すること。また、直ちに感染拡大防止に効果を發揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置について、例えば、コードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。

④医療提供体制の確保、中和抗体カクテル療法など治療環境の整備・充実

- ・ 第5波の教訓を踏まえ、更なる病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供並びに臨時医療施設、酸素ステーションの設置に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、緊急時には現行の感染症法よりも強制力のある要請が可能な法制度を整備すること。

- ・ 現在、国内承認されている中和抗体カクテル療法は重症化防止に効果が期待できることから、必要な患者に迅速かつ公平に投与が行えるよう、供給の飛躍的拡大・円滑化を図るとともに、そのスケジュールや供給見込みを示すこと。また、必要な患者に対し迅速に中和抗体薬を使用できるよう、医師の判断による柔軟な対応を含め、広く活用し得る環境整備を進めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、医療提供体制拡充のための必要な支援は令和3年10月以降も当面実施されることとなっているが、必要な支援の対象となる経費の範囲などの詳細が不明であることから、各自治体に速やかに示すとともに、病床確保や臨時医療施設の設置をはじめとした対策に必要な財政措置を確実に講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

⑤実効性ある検査体制、疫学調査、保健所体制の整備

- ・ 変異株も含めた感染拡大防止のため、検査体制の強化を踏まえ、感染がさらに拡大する前に迅速かつ的確な対応がとれるよう、都道府県・保健所による感染ルートの探知、積極的疫学調査の徹底を支援すること。
- ・ さらに、濃厚接触者以外の戦略的PCR検査の実施要領作成、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図るとともに、陽性者が越境する事例等が生じないよう感染症法の厳格な運用を図ること。

⑥新たな変異株に対する機動的かつ的確な水際対策の実施

- ・ 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国制限については、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大すること。
また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状となった場合は、症状の程度にかかわらず漏れなく把握し、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップ徹底を図ること。併せて、外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達するようすること。

⑦ワクチンの円滑な接種、国民への正確な情報発信、追加接種の実施方針の早期提示

- ・ 1回目・2回目接種の完了に向けた取組について、国においては、3回目接種の前に、まず希望するすべての方に2回接種することを最優先とし、市町村が必要とする量のファイザー社製ワクチンを確保の上、速やかに配分することも含め、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう万全を尽くすこと。
- ・ 第5波では12歳未満の子供が感染する事例が顕著に目立つことから、海外での接種事例や知見を踏まえつつ、速やかに接種対象拡大に関する国としての方針を示すこと。
- ・ ワクチンの効果や副反応について、客観的データに基づいた分析・検証を行い、特に若年層・壮年層を中心に、接種が周りの方も含めて守ることを示す正確な情報を、様々なツールを活用して発信すること。
- ・ 追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組について、接種順位の考え方や対象者の範囲、ワクチンの種類について早期に示した上で、実際の運用に当たっては自治体で柔軟な設定ができるようにすること。また、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方について早期に提示すること。
- ・ 追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないよう、国において確実に財政措置を講じること。

⑧地方創生臨時交付金の2兆円規模の増額等、補正予算による大胆かつ機動的な経済対策の早期実施等

- ・ 厳しい経済情勢を踏まえて、地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により国民や全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給など、国において手厚く大胆な経済支援・生活支援を講じること。
- ・ 併せて、事業者支援・感染症防止対策に必要な財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を行うこと。

- ・ 国民のいのちをつなぐ食糧生産を担う我が国の農林水産業の維持・継続に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に直面している生産者に対し、きめ細かな支援を実施すること。
- ・ とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による実効的な過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。
- ・ 令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置を踏まえ、必要な地方団体の資金繰りへの支援を行うこと。

⑨地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除

- ・ 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。
- ・ 併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発や相談窓口の設置を行うこと。
- ・ また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

⑩コロナ禍において顕在化した女性への影響と課題に対応するための支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、女性の雇用や暮らしに深刻な影響を及ぼしており、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性に寄り添った支援が求められていることから、相談支援体制を強化するための財政支援の拡充に取り組むこと。また、一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の増額や不払い養育費の確保・給付型の住居費支援に係る制度の創設などにより、経済的支援を充実・強化すること。

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

①権限・財源移譲や計画の統廃合、国・地方協働型の行政運営などによる地方分権改革の推進

- ・ 地方公共団体が、地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実施するため、権限や財源を大胆に移譲し、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性をもって取り組むことができるよう、地方分権改革を強力に推進すること。
- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものであるが、現実には国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題があるため、制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義務付け・枠付け」について、事前に地方がチェックする仕組みを法的に確立すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の多様かつ柔軟な協働、連携による取組を推進するとともに、地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営を推進すること。

②地方との実質的な対話・連携による施策の推進や立法プロセスへの地方の関与の仕組みの強化

- ・ 国と地方の協議の場に分野別分科会を設置し、新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保のように、国と地方が実質的な協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

③憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消

- ・ 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授権されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討するとともに自治立法権や自治財政権の拡充・強化を行うこと。
- ・ 参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に解消」すること（一部に反対意見がある）。

④地方一般財源総額の確保・充実をはじめとする安定した地方税財政制度の確立

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、今後、社会保障関係費の更なる増嵩などに適切に対応し、感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを地方が十分担えるよう、地方単独事業を含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、今後も地方一般財源実質同水準ルールを堅持し、安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること。
- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状である。国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ・ 地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、臨時財政対策債を縮減・抑制するとともに、都道府県に対する公的資金による資金調達の拡大と償還財源の確保を行うこと。

3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に当たっての地方の意見の反映

- ・ 地方創生は、地方部と都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形作るという国家構造の抜本的変革である。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進に当たっては、地方と国が一体となって取り組むべき最優先課題であることを再度確認し、これまで以上に地方の意見を反映すること。また、第1期の検証結果、コロナ禍において生じた様々な社会経済環境の変化等を踏まえ、地域の担い手の必要数を確保するという量的な視点での施策に加え、個人の立場に立って、それが地域での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点での施策を講じ、地方創生を「Build back better」、コロナ前よりもより良いものとすること。
- ・ 東日本大震災から10年を経過したことや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、第2期「総合戦略」の期間中には、次の観点も踏まえて地方創生に取り組むこと。
 - I 地方創生のモデルとなるような復興の実現
 - II 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを地方創生実現の力とすること
- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」及び「地方創生テレワーク交付金」を拡充・継続するとともに、これらの交付金について、地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。
また、地方において若い世代が安心して働く質の高い雇用の場を継続的に確保できるよう、令和4年度以降も地方拠点強化税制を継続するとともに、制度を更に拡充すること。

② 5Gの整備加速化及び未来技術を活用したSociety5.0の実装支援

- ・ Society5.0時代の基幹インフラである5Gについて、人口減少が進む中山間地域や離島地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進め、早期に5Gサービスが開始されるよう万全の対策を講じるとともに、地方における5Gを活用した地域の活性化や課題解決に向けた取組を支援すること。
また、光ファイバ等の超高速ブロードバンドのユニバーサルサービス化については、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、条件不利地域での整備促進や機能維持が図られる制度とすること。

- ・ 人手不足や生産性向上、防災・減災、地域交通維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に大きく寄与する、AIやIoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の未来技術を利活用した Society5.0 の社会実装に向けた支援を拡大すること。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むことの重要性に鑑み、自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン教育やテレワークなどの取組が大きく進み、新しいビジネスモデルも生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速させる取組を推進すること。

③人材育成の核となる地方大学等への支援、地方への人の流れの創出

- ・ 地方創生のさらなる推進には、中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要であることに鑑み、地域における「知の拠点」として、地域経済・産業振興を担う人材育成の重要な核である地方大学について、「キラリと光る地方大学づくり」による若者育成の取組等に加えて、「地方国立大学の特例的定員増」も含め、地方創生に資する魅力的な地方大学づくりを推進すること。加えて、高等学校等についても、地方創生を担う人材育成の核の一つと位置づけ、財政支援等を関係省庁が連携して行うこと。

また、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度などが積極的に活用されるための方策を講じること。

- ・ コロナ禍における国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取組を進めることなどによって、地方への移住を促進すること。

また、都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する、二拠点居住の取組を更に推進すること。

- ・ 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、地方部と都市部との双方にとって意義があるものと考えられることから、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化をはじめ、「関係人口」の創出・拡大に取り組むこと。

- ・ 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。
- ・ 様々な社会課題の解決を図る Society5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル社会の実現に向け、A I ・ I o T ・ ビッグデータ等を利活用できるデジタル人材の確保・育成が必要であることから、人材バンクの創設や、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、意欲ある人材が専門性を発揮し幅広い分野で活躍できる環境の整備などを進めるとともに、人材育成方針の策定や教育カリキュラムの全面的見直し等に取り組むこと。
- ・ 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、保育士や介護人材の確保に向け、引き続き賃金の底上げによる処遇改善を図るとともに、労働環境の整備、保育士資格者の届出制度の導入を図ること。
- ・ 企業と大学等の連携による研究開発・事業化支援、大学発ベンチャー やポストコロナ時代に求められるイノベーション創出の担い手となるスタートアップの育成に対する継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物的資源を活用した教育の充実など、学校を核とした地域づくり、地域を支える人材育成に向け必要な措置を講じること。

④地方が行う観光施策やDMOに対する支援・インバウンド需要の回復促進

- ・ 観光事業者の事業継続への手厚い支援や国内旅行の需要喚起策を継続的に実施するとともに、安全・安心、快適な旅行の提供のための受入環境整備を強化すること。

また、訪日外国人受入における、税関・出入国管理・検疫（C I Q）に対する最先端技術の活用など、感染リスクの水際対策を強化するとともに、インバウンド需要の回復に資する政府主導のプロモーションや情報発信を強化すること。

加えて、DMO等が積極的に施策を実施するための必要かつ十分な財源を確保すること。

⑤多核連携型の国土づくりに向けた「地方創生回廊」の早期構築

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に大きな影響を与える、過度な大都市部への一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性が改めて認識されたことを踏まえ、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「多核連携型の国土づくり」に向け、地方創生に不可欠な基盤として、「地方創生回廊」の早期構築を図ること。その中核であるリニア中央新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な支援を行うとともに、高規格道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、整備新幹線の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。

また、活力のある地域社会を実現するため、コロナの影響で減便等を余儀なくされている地域の鉄道交通ネットワークの維持・存続を図るために必要な支援を行うとともに、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、さらには、IoTの活用や、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。

加えて、リニア中央新幹線の開業に伴う、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する必要な支援を行うこと。

⑥予防・健康づくりの取組に対する支援の充実

- ・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を地域の実情に沿って、きめ細かく進められるよう、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。

4 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

①各産業の早期再建に向けた支援体制の構築

- ・ 東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるため、「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」に取り組むとともに、地域経済の回復に不可欠な各産業の早期再建に向けた支援や継続した風評の払拭などについて取り組むこと。

特に東日本大震災については、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水・処理水対策を含めた廃炉作業はもとより、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、風評被害防止など、原子力事故とそれに伴うあらゆる課題について、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。

なお、多核種除去設備（ALPS）等処理水の扱いについては、処理方法に関して幅広く意見聴取の上、国内外への情報発信や風評対策の提示を行った上で進めること。

また、被災者の心のケアや地域コミュニティ形成など、「第2期復興・創生期間」以降も取り組むべき被災地の課題に対する支援を継続すること。

②防災・減災、国土強靭化の強力かつ計画的な推進

- ・ 切迫する巨大地震に備えた耐震化や護岸強化等の地震津波対策、気候変動による水災害リスクの増大に備えた「流域治水」の考えに基づく河川やダム、下水道の整備等による治水対策、砂防・治山による土砂災害対策、ため池の総合対策及び道路防災対策など防災・減災、国土強靭化対策を強力に推進すること。また、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築や住民生活に直結するライフラインの強靭化、応急復旧体制の構築に向けた公共インフラの早急な整備や老朽化対策を強力に進めること。特に、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の推進について、必要性や効果の高い箇所から優先的かつ計画的に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。加えて、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すること。さらに、「公共施設等適正管理推進事業債」については、個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を検討するとともに、令和4年度以降も延長すること。

- ・ 住民の主体的な避難に繋がるよう、防災情報提供のあり方を総合的に見直すとともに、ハザードマップの整備と周知、河川への水位計や監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、財政面の支援を強化すること。
- ・ 様々な地震対策の前提となる、いわば「入り口」に位置づけられる住宅耐震化を推進するため、耐震対策の重要性と緊急性について、広く国民に対し啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、耐震改修設計や耐震改修工事に対する補助制度の拡充等、より一層の手厚い財政措置を講ずるなど、引き続き住宅耐震対策の継続・強化を図ること。
- ・ 東日本大震災「復興・創生期間」後の災害への備えから復旧・復興までを総合的に担う防災・減災体制を確立すること。また、今後発生が懸念される大規模災害に備え、財政支援制度の確立を含む復旧復興基本法（仮称）を制定するとともに、復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む必要な財政措置を講じること。
- ・ 被災者の救援・再建が迅速に図れるよう、救助範囲の拡大をはじめとした災害救助法の見直しや被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置、住まいの再建をはじめとした生活再建につながる総合的な支援制度等を構築するとともに、制度拡大に伴う被災自治体の財政と労務の負担軽減を講じること。
- ・ 大規模災害時には、医療需要が急増する一方、ライフラインの寸断等により供給は急減するため、医療機関の耐震化及び業務継続計画（B C P）策定、資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組みの構築など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。また、全国的にD M A T等のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を、国を挙げて強化すること。

③地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築

- ・ 地方自治体の行政機能喪失を想定した広域応援・受援体制について、省庁間の縦割りのは是正や、国と地方の役割分担の整理、応援に対する十分な財政措置等も含めて、体制を構築すること。

- ・ 7月の大雨により発生した大規模な土砂災害について、上流域における残土の処分行為等との関連も含め、地元自治体と連携して調査を行い、原因の究明に努めるとともに、残土の処分や大規模な地形の改変に対する規制の在り方を検証した上で対応方針を示し、再発防止策の徹底に早急に取り組むこと。

加えて、建設残土については、一部自治体では条例等により規制しているが、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

④拉致問題の解決を始めとした北朝鮮への断固とした対応

- ・ 北朝鮮情勢は、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きもみられるものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。そして、拉致問題の解決にあたっては、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者の早期帰国等の実現を図り、併せて拉致の疑いが排除されない特定失踪者を含む行方不明者の実態調査・事実確認を徹底して行うこと。

⑤原子力災害時の災害対応のための体制整備

- ・ 原子力防災対策については、広域避難等を想定し、関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先や避難手段、公共インフラ整備を含めた避難経路の確保、避難退域時検査・除染体制の充実、避難や屋内退避等における感染症対策、災害対策・行政の機能確保など、避難等を迅速かつ安全に行うための体制を整備すること。また、原子力安全対策についても、より一層の充実・強化に不斷に取り組むこと。

5 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

①地域医療構想の実現に当たっての丁寧な協議・検討及び必要な財源の確保

- ・ 地域医療構想の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、新型コロナウィルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地方とも丁寧な協議を行うとともに慎重な検討を行い、期限設定することなく、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行うこと。あわせて、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、各地域においては、「地域医療構想」に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進めているが、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者が必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に対し、地域医療介護総合確保基金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

②感染症などの危機的事象に耐えうる今後の医師確保、偏在対策

- ・ 感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、医学部定数の検討も含めた抜本的な医師偏在是正の実現と併せ、感染症も含めた人材育成を強力に推進し、医師の確保を図ること。
- ・ 地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員による地域枠の措置を継続するとともに、一定水準の恒久定員を担保すること。また、医師偏在を助長することができないよう、臨床研修の定員設定については地域の実情に応じた調整を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。さらに、専攻医の定員設定について、地域の実情や新型コロナウィルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう配慮しつつ、特定の地域への集中の是正の厳格化を図ることを日本専門医機構に強く働きかけるとともに、専門医の地方での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。
- ・ 医師・医療従事者の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないよう、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。また、医師を派遣する病院に対する時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」について、医師派遣を担う大学及び医療機関に対して制度の趣旨を丁寧に周知し、地域の医療提供体制が確保されるようにすること。

③地域包括ケアシステム構築のための支援の強化

- ・ 医療や介護が必要な状態となった人や家族を支える地域包括ケアシステム構築のための支援を強化すること。また、認知症に対する理解促進とともに、地域で認知症の人を支える体制整備に係る支援策の充実を図ること。

④健康立国の実現及びそれに関する各種制度等に対する支援の充実

- ・ 人々の生活の質（QOL）の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けては、国民・地方・国が総力を挙げて取り組むべきものであることから、地方が「地方の責任」を果たしていく一方、国もその役割を果たすこと。

- ・ 医療費適正化の取組は、生活習慣病の発症や重症化の予防、また病床機能の分化や地域包括ケアシステムの構築などにより、国民の生活の質の維持・向上を確保しつつ推進することが重要であり、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するに当たっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

- ・ 国民健康保険制度については、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じること。また、医療制度間の公平と子育て支援の観点から要望していた子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、令和4年度からの施行に向け準備が進められているが、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について更なる検討を行うこと。また、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であることから、その機能を引き続き維持すること。さらに、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するとともに、全国一律の制度を創設すること。

6 少子化対策と子どもの健全な成育・教育支援の強化

①チルドレン・ファーストを実現できる「こども庁」の創設

- ・ こども庁については、子ども関連政策を一元的に担い、チルドレン・ファーストの実現に向けた、予算、人員を拡充した政策遂行力ある組織とすること。また、子どもの誕生、成育にかかる経済的負担や教育にかかる費用の軽減のための経済的支援を拡充し、次世代育成支援対策の抜本的強化を図ること。

②切れ目のない支援による少子化対策、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

- ・ 希望出生率1.8の実現に向け、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化などによる国民の出会い、結婚、妊娠、出産・子育ての希望を叶える対策の強化、幼児教育・保育の質を確保した上での待機児童解消や無償化に対応した更なる受け皿の整備、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業の意識改革等、「結婚から妊娠・出産、子育て、就労までの切れ目ない支援」により少子化対策の抜本的強化を図ること。
- ・ 特に、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

③子どもの貧困対策等の強化

- ・ 子どもの貧困対策として、地域子供の未来応援交付金の拡充・運用の弾力化や子ども食堂の継続的な運営が可能となる支援の充実を図るとともに、経済的社会的環境にかかわらずに豊かな人間性・社会性を育めるよう、乳幼児期の教育・保育の充実や、教職員定数の拡充、教育相談体制の強化など学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化、地方の取組への支援を含めた社会的養育の充実など、支援策の抜本的強化を図ること。

④地方が必要とする教職員定数の確保、専門・外部人材の更なる充実

- 現在の教育現場で複雑化かつ困難化している様々な課題に対処するため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。特に、中学校における少人数学級の推進や小学校高学年における教科担任制の導入のため、義務標準法に定める学級編制基準や基礎定数の見直し等、所要の措置を図ること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

- 教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高めるための教材研究の時間を確保するため、学校現場における業務の効率化及び適正化のために必要な取組を推進し、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。
- 地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するため、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

⑤教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障

- 感染症や災害の発生による臨時休業等により、児童生徒が登校できない場合にも学びを保障するため、また、ビッグデータの活用等により教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進め、必要な財源を確保すること。

また、ICT環境整備後も、更新費用やランニングコスト等について過度な負担が生じることのないよう、その経費について必要な財源を確保すること。

⑥ヤングケアラー、不登校児童生徒等、学びが困難な環境にある方への支援強化

- ヤングケアラーの早期把握や必要な支援を届けるための仕組構築と人材確保、育成などの地方の取組を支援するとともに、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図ること。

- ・ 市町村における「子ども家庭総合支援拠点」について、類型区分の見直しや最低配置基準に経過措置を設けることによる設置促進や専門的人材の育成・確保への支援等、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所・市町村の体制強化、さらに児童養護施設退所者等への地域の実情に応じた自立支援体制強化に対する財政支援の拡充に取り組むこと。
- ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。
- ・ 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかつた者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講ずること。
- ・ 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進、1人1台端末の確実な整備を進めるための財政支援等、必要な措置を講ずること。

7 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

①新しいビジネスモデルへの転換支援

- 今後成長が見込まれる分野などで雇用創出するとともに、当該分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

②研究開発の取組、資金繰り・投資促進、海外展開の支援

- A I・I o T等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。また、事業承継問題について、事業承継支援に係る必要な財政支援の拡充を図るとともに、全国的なメディアを活用した広報による事業承継に対するマイナスイメージの払拭、補助金や融資制度の利用促進を図ること。

③国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充

- 林業の振興による中山間地域の活性化や、災害防止の観点から極めて重要な森林再生に向け、民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進や木塀の普及等、新たな国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化すること。あわせて、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を推進すること。また、持続的な林業の成長産業化を達成するため、森林整備をはじめとする川上から川下までの総合的な取組の推進に対する支援を充実・強化すること。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式・日常」の実践に資する、各種製品・技術開発に対する支援を行うこと。

④方が利用しやすい官民共同利用型キャッシュレス基盤の構築

- マイナンバーカードを活用した消費活性化策のために構築される官民共同利用型キャッシュレス決済基盤については、当該事業の後も、地方公共団体の施策において活用が期待されることから、地方公共団体が柔軟な施策を展開できるよう、自治体ポイント及びマイナポイントの位置付け等を整理し、利用しやすい仕組みとするとともに、地方の意見を十分に聞いた上で必要な支援を講じること

⑤豚熱に関する長期的支援とアフリカ豚熱に備えた水際対策強化等の実施

- ・ 豚熱の感染拡大に伴い実施している飼養豚へのワクチン接種については、家畜防疫員に加え、都道府県の管理下に置かれる民間獣医師による実施を可能とするよう、防疫指針が改正されたところであるが、都道府県や農家の負担が増加しないよう必要な財政支援を行うこと。

また、野生いのししの豚熱感染が全国に拡大しており、この撲滅を図らない限り豚熱の終息はないことから、野生いのししの豚熱撲滅に向けた具体的な行程を示し、必要な予算を確保すること。

さらに、毒性が強くワクチンのないアフリカ豚熱について、ウイルスの国内侵入を防止するため、検疫体制の強化や違法畜産物の持ち込みに對して入国拒否を可能とする入国管理法の改正を行うなど、一層の水際対策の強化徹底を図ること。

加えて、農場の飼養衛生管理の更なる強化を図るための施設整備等に對する継続的な財政支援をはじめとした支援策を充実すること。

⑥強い農業と活力ある農村の実現に向けた財政支援等の強化

- ・ T P P 1 1、日E U・E PA、日米貿易協定、日英E PA及びR C E P協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なT P P等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- ・ コロナ時代の「新たな日常」、Society5.0、SDGsなど新しい時代が到来する中で、強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るために、新たな「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、荒廃農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進すること。

⑦外国人材受入れに係る地方等の意見の反映

- ・ 外国人材について、在留資格「特定技能」に係る特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかり図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

8 誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

①孤独・孤立対策の推進

- ・ 感染症の影響により、孤独・孤立は一層深刻化し、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化している中、国においては、孤独・孤立を国民的課題と認識し、孤独・孤立対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど全体的・戦略的な対策を早期に構築し強力に推進すること。また、孤独・孤立は個人の人生のあらゆる場面において、誰にでも起きうるとの認識のもと、ライフステージや属性・生活環境等に応じた、切れ目のない体系的な対策の構築を図ること。あわせて、国において検討されている「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」については、孤独・孤立が感染症により一層深刻化し、緊急的な対策が必要であることをふまえ、可能な限り前倒しして速やかに実施すること。

②就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援

- ・ 就職氷河期世代に対する取組を真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就職・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

③新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討

- ・ 若者、女性、障がい者、高齢者、外国人など、全ての人が働きやすく、いきいきと働き続けることができる環境を整備するため、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇制度やテレワークの推進等による労働条件の弾力化、両立支援策の充実など、働き方改革を着実に実現し、子育て・妊活・介護・闘病支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消等に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を支援すること。
- ・ フリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働くよう、必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

④地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

- ・ 若年女性の地方定着・回帰のためには、最低賃金の地域間格差の是正、女性の賃金向上等待遇改善を進めるとともに、個々の能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備することが必要であり、地方の大宗を占める中小企業等におけるテレワークや時差出勤など、柔軟で働きやすい制度の導入等、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上に取り組む事業者への支援を強化すること。
- ・ 女性が出産・子育てを理由に離職せず両立できるよう支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、育児休業取得を社会全体で応援していく意識醸成を進めるとともに、育児休業給付金の給付率の引上げ等、改正育児・介護休業法の実効性を高める支援を強化すること。
- ・ 上記を実現するため、地域女性活躍推進交付金については、財源を確保し、国庫負担割合を引き上げるなど柔軟で使いやすい運用とすること。また、地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

⑤差別解消に向けた対策の実施及び人権課題に係る財源の確保・充実

- ・ 障がいを理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別の解消に向けた法整備が進む中、これら差別の解消に向け、実効性のある対策を講じること。また、法が制定された人権問題はもとより、様々な人権課題について、地方公共団体は地域の実情に応じて取り組んでいるところであることから、これらの法整備を進めてきた国においては、その責任を果たすよう、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

9 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進

① 脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進

- コロナ禍からの回復を脱炭素（ゼロカーボン）社会へと転換する契機とし、国が自ら宣言した「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を目指し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、「2030年度に温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する」とした宣言を実現できるよう、取組を強力に推進すること。あわせて、「国と地方の恒常的な協議の場の設置」や、「脱炭素社会の実現に取り組む自治体を支援する、省庁横断的で使い勝手の良い新たな総合交付金の創設」、「地域の特性に応じた新技術開発等への支援」、「新築住宅について再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの早期義務化」を行うこと。

また、「各省庁の補助制度や起債制度を、ZEBを前提としたものとする」とともに、「森林資源の循環利用の推進」、「施策を展開していく上で必要となる統計整備」を行うこと。

- 再生可能エネルギーについては、「自立分散型電源」確保の観点からも重要であることから、FITの適切な運用や系統接続の制約を解消するなど、最大限の導入拡大に取り組むこと。また、発電設備の設置に当たっては、環境影響評価該当性に係る基準の明確化などの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを構築すること。
- へき地や離島を含めた消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用がなされるよう、エネルギーの低廉かつ安全で安定的な供給を目指すエネルギーシステム改革を着実に実行すること。

② 水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和

- 水素社会の早期実現に向け、グリーン水素の技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、ステーションのインフラの整備等を着実に進めること。また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。

③循環型社会の形成に向けた3R・プラスチックごみ対策、鳥獣対策の充実・強化等

- 循環型社会の形成に向けて、広く国民に対して3Rの普及を図ること。特に、世界的に問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、プラスチックごみの削減につながる取組を強化することとし、これらの取組について十分な周知・広報を行い、国民意識の醸成を図るとともに、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。
また、PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理支援策を実施すること。
- 特定外来生物の定着予防外来種であるヒアリ等の定着は、国民生活の安全・安心のみならず、経済にも甚大な影響を与えることから、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。また、野生動物による農林水産業被害や市街地への出没において人的被害等が深刻化していることから、鳥獣管理の一層の促進や捕獲個体のジビエ等の利用拡大を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の一層の充実や特別交付税措置、生活被害・人身被害の防止対策や生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。
- 改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割が一層大きくなっていることから、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じるなど、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興

① 感染防止対策を施した国際大会等の開催及びその効果を波及する施策の実施

- ワールドマスターズゲームズ 2021 関西や 2025 年「大阪・関西万博」、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント等については、日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を十分に講じた上で、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

また、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会などにおいても、スポーツの振興と感染防止対策を両立させるための技術的支援や財政的支援を講じること。

② スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化

- 文化プログラムの展開に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障がい者の文化芸術の振興、地域に根ざした特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。
- スポーツ・文化と観光をはじめとした地域産業との融合など、分野横断的な取組への支援を強化し、スポーツ・文化の成長産業化を推進するとともに、国内外の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策等により、地域経済を活性化させること。また、必要な施設整備も含め、地方の育成環境の充実等を通じた世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化も推進すること。